

第3章

応援・支援活動



南三陸町からの住民を出迎える市長(東和町田鱒淵小学校)

【第1節】被災者支援

り災証明の発行

平成23年3月11に発生した東日本大震災により、市内の固定資産等への甚大な被害をうけたため、被害認定基準に基づき行う被害調査を実施するとともに「り災証明書」の発行業務が急務とされた。

この業務は、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急処理あるいは被災者生活再建支援金等の各種支援金支給の重要な判断資料となるなど、その他の各種被災者支援策の早期支援につながることからも、被害認定事務が的確かつ迅速・円滑に実施されるためには欠くことのできない業務であった。

直ちに、り災証明書発行に係る被害調査の実施を行うこととなったが、必要最小限の人員の確保ができない状況下であったため、当面二人一組の6班を編成し調査を開始する。

また、市内は電力や燃料の供給といったライフラインの寸断・道路交通事情等及び被災者の心情を思いながらの被害調査は過酷を極めることとなった。

4月1日時点で把握していた調査件数は1,300件ほどであった。その後、想定以上の調査申請があったため、4月4日から4月30日まで各総合支所はもとより、関係機関である佐沼税務署・県税事務所へ協力要請を行い、昼夜を徹しての業務体制で行われた。5月からは税務課が主となり調査した。最終的には、6,161件の調査を実施し、り災証明書を申請者へ郵送により発送した。

過酷を極めた業務ではあったが、税務課においては平成23年4月初旬、各総合支所窓口においても東日本大震災発生日から約1ヶ月半後の5月2日には、「り災証明書」の発行業務が可能となった。

また、住家以外の被災に対する「被災証明」の発行においては、震災関連業務の負担が増大する中、各総合支所での対応を併せて依頼した。



○り災証明書発行までの作業経過行程

申 請

- 本人申請に基づき、市の職員が被害状況調査を行う。
- 申請受付期間／平成23年3月22日(火)～4月21日(木)まで
※その後、9月30日まで延長対応

被害状況 調査の実施

- 基本2人以上のグループ、6班体制で行う。
- 調査地区／市内全域
- H23.4.1当初見込み件数／1,300件以上

調査開始 時期

- 平成23年3月24日から実施(税務課のみ)
- 平成23年4月4日～4月30日は他部署から協力を得て実施
(佐沼税務署・県税事務所・各総合支所)

判 定 (内閣府の被害認定 基準に基づく)

- 被害区分を全壊・大規模半壊・半壊・半壊に至らない、の4区分で認定
- H25.4.1最終調査実績件数／6,161件

発 行

- り災証明書の発行／平成23年5月2日(月)から各総合支所で発行開始
- 郵送により個人あて発送

被災証明書発行状況調べ(平成25年6月末現在)

受付場所	高速道路無料措置	その他一般(ごみ含む)	計
税務課	6,980	1,166	8,146
迫総合支所	0	277	277
登米総合支所	1,953	212	2,165
東和総合支所	1,531	126	1,657
中田総合支所	4,248	384	4,632
豊里総合支所	1,705	241	1,946
米山総合支所	2,221	602	2,823
石越総合支所	1,504	148	1,652
南方総合支所	2,183	915	3,098
津山総合支所	909	148	1,057
合 計	23,234	4,219	27,453

り災申請受付・調査済み状況(H25.4.1現在)

	受付場所	申請件数	未調査	調査済	判定済	うち (写真判定等)	再調査	再調査率
	税務課	2,089	0	2,089	2,089	(845)	119	570%
1	追	615	0	615	615	(5)	110	17.89%
2	登米	215	0	215	215	(1)	31	14.42%
3	東和	243	0	243	243	0	39	16.05%
4	中田	783	0	783	783	(7)	94	12.01%
5	豊里	430	0	430	430	(3)	61	14.19%
6	米山	694	0	694	694	(2)	113	16.28%
7	石越	265	0	265	265	(2)	28	10.57%
8	南方	613	0	613	613	0	109	17.78%
9	津山	214	0	214	214	0	35	16.36%
	合計	6,161	0	6,161	6,161	(865)	739	11.99%

*非住民は基本的に被害判定は行わない。上表の非住家とは、調査の結果住家でなかったものに対する被災証明書を交付した件数。

建物の被害区分(内閣府の被害認定区分)

被害の区分	被害の状況
全 壊	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が70%以上 ● 建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が50%以上
大規模半壊	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が50%以上70%未満 ● 建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が40%以上50%未満
半 壊	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が20%以上50%未満 ● 建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が20%以上40%未満
半壊に至らない	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が20%未満 ● 建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が20%未満

被災生活再建支援金制度

「被災者生活再建支援金」は、震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、「住宅の損害程度」と「再建方法」に応じて支援金を支給するもの。

■対象世帯(り災証明書の程度により)

- ①住宅が全壊した世帯
 - ②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③震災による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④住宅が半壊し、大規模な修繕を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

■ 支給額

①基礎支援金

全 壊	100万円
大規模半壊	50万円
解 体(半壊又は敷地被害でやむを得ず災証明書の建物全てを解体した場合)	100万円
②加算支援金	
建設・購入	200万円
補 修	100万円
賃 借	50万円

*世帯人数が1人の場合、上記の4分の3の支給額

申請期間

- ①基礎支援金／平成27年4月10日まで
 - ②加算支援金／平成30年4月10日まで

申請先

登米市福補事務所生活福祉課又は各総合支所市民課

■自讀審續(平成25年3月31日現在)

申請件数 基礎支援金／813件 うち加算支援金／495件
申請金額 1,444,000,000円
基礎支援金 639,625,000円
加算支援金 804,375,000円

災害障害見舞金

「災害障害見舞金」は、震災を起因として、以下のような重度の障害を受けた方に、見舞金を支給するもの。

■対象となる障害の程度

- ①両眼が失明した方
- ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した方
- ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方
- ⑥両上肢の用を全廃した方
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方
- ⑧両下肢の用を全廃した方
- ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方

■支給額

世帯生計維持者の場合	250万円
その他の場合	125万円

■申請期間

平成23年6月30日まで

■申請先

登米市福祉事務所生活福祉課又は各総合支所市民課

■支給実績(平成23年6月30日現在)

該当者なし

災害弔慰金

「災害弔慰金」は、震災を起因として、亡くなられた遺族に対し、弔慰金を支給するもの。

■対象となる方

受給遺族の範囲・順位 ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母及び兄弟姉妹
 ※「兄弟姉妹」は、配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存在しない場合で、死亡された方と死亡当時同居又は生計を同じくしていた方に限ります。

■支給額

受給される遺族の世帯の生計維持者の場合	500万円
その他の場合	250万円

■申請期間

随時受け付け

■申請先

登米市福祉事務所生活福祉課又は各総合支所市民課

■支給実績(平成25年3月31日現在)

31名	110,000,000円
内訳	
生計維持者	13人 65,000,000円
その他	18人 45,000,000円

被災住家等解体事業

支援制度の概要

平成23年5月2日に環境省所管の「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」が一部改正され、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体等が行う損壊家屋等の解体事業については、国庫補助対象事業となった。なお、同日付けの通知「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」において、解体工事に係る補助対象となる経費が次のとおり示された。

- ①地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費(地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする)
 - ②門扉、塀、立木については、損壊が著しく解体が必要と市町村が判断した場合の解体費
 - ③擁壁(倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費は除く)は、対象としない。
- ※解体工事の対象となる家屋、事業所等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋、事業所等とする。

上述の国からの通知を受け、近隣自治体の動向等を踏まえながら、本市においても以下のとおり公費解体事業を実施した。また、当初は生活環境の保全及び早期事業再建に資することを主たる目的として住家及び中小企業者の事務所・店舗等の解体撤去を対象としていたが、市民からの強い要望等を受け、個人が所有する倉庫、作業場等の非住家及びブロック塀の解体撤去についても対象とすることとした。

【当初対象範囲】

- ①住家…り災証明書による被災程度が「全壊」、「大規模半壊」と判定され、解体が必要な建物。「半壊」と判定された場合にあっては、市が損壊程度等を確認し、解体が必要と認めた建物
- ②中小企業者の事務所、店舗、倉庫等…被災証明書の交付を受け、市が解体の必要性を認めた建物

【拡大対象範囲】

- ①倉庫、作業場、納屋等…被災証明書の交付を受け、「全壊」、「大規模半壊」と同程度の被害があることを市が認めた建物。
- ②ブロック塀…被災証明書の交付を受け、傾き及び基礎等を考慮し、危険であると市が認めたもの(損壊部分の一部解体も可)

【共通】

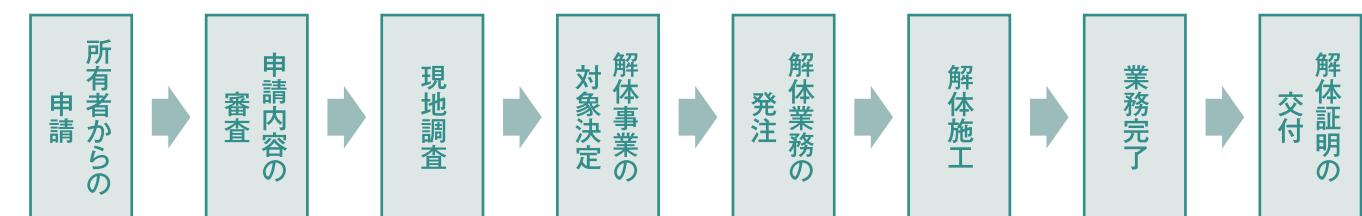
既に解体済みの建物等については、上記のいずれかに該当し、かつ被災状況及び解体、撤去を実施した事実が資料等で確認できる場合(所有者自身が業者によらず自ら解体撤去した建物等は対象とならない)

事業実績

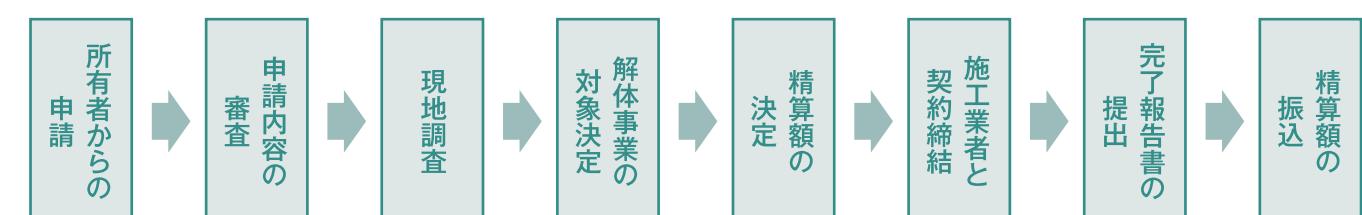
- ①被災住家等(倉庫等の非住家は対象外)解体撤去の受付開始
(期間:平成23年7月11日～平成23年9月30日)
- ②対象拡大(住家等に加え非住家及びブロック塀を対象に追加)受付開始
(期間:平成23年10月20日～平成23年11月30日)
- ③受付期間の延長(期間:平成24年3月21日～平成24年6月29日)
- ④未申請者の相談会(延長受付)(期間:平成24年10月3日～平成24年10月22日)

申請受付後に審査を行い、対象決定された建物等については、①市が業務発注を行い解体施工する方式並びに申請時点で解体済み又は既に解体業者との間で契約済みである場合の、②解体費を精算する方式の2方式により事業を実施した。

【①市発注フロー】



【②解体費精算フロー】



【解体実施件数、実績額】

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
市発注件数	159件	691件	98件	948件
(金額)	(243,510千円)	(588,533千円)	(89,042千円)	(921,085千円)
解体費精算件数	210件	854件	—	1,064件
(金額)	(311,895千円)	(830,455千円)	(—)	(1,142,350千円)
合計件数	369件	1,545件	98件	2,012件
(合計金額)	(555,405千円)	(1,418,988千円)	(89,042千円)	(2,063,435千円)

事業における課題

①【取り組み体制について】

未曾有の災害であり、個人資産を公費により解体するというこれまで経験したことの無い事務事業であったことから、国からの通知を根拠に近隣自治体の動向を踏まえつつ、事業を進める必要があった。
全体事務量が見えない中、限られた人員での震災廃棄物処理と並行した事業進行は困難を極めた。

②【申請受付期間の設定について】

申請受付期間については、当初、平成23年9月30日を申請期限としてスタートした。しかし、期限内に解体か修繕か判断がつかない方や仮住まいの確保ができず解体したくてもできない方、申請期限後においても災証明書の発行が続いたため、申請期間の延長をする必要があった。また、非住家等の対象範囲拡大を行ったことも、申請期間を延長する要因となった。

③【解体業務発注について】

解体業務の発注に当たっては、事前に現地調査を行い、その際に解体に向けた準備(内容物の撤去等)を説明していた。しかし、発注業者が現場に入った際に準備が整っておらず、履行期限内で業務完了できないケースが続出した。また、申請をしているものの仮住まいの確保ができず、「できるだけ遅い時期に発注してほしい」との要望も多く寄せられ、業務発注の調整に多くの時間を要した。

④【災害廃棄物処理計画について】

今般の東日本大震災においては、他の震災関連業務との兼ね合いから、現行の災害廃棄物処理計画に基づいた組織体制、組織業務を執ることができなかった。

今後の業務に当たって

上述に掲げる課題の他、多くの経験や反省を踏まえ実現性の高い災害廃棄物処理計画の改定に生かしていく必要がある。また、関連諸計画等が有効に活用されるよう、平常時から職員へ周知するとともに、災害時に計画が活用されるよう教育訓練を継続的に行っていかなければならない。

乳児用粉ミルク等の調達と配付

震災当時、市内の小売店舗や大型スーパー、薬局等での粉ミルクの購入ができなかった。市としても粉ミルクは備蓄しており、市内の各家庭でどの程度予備をストックしていたかは不明であり、不足量の確認はできない状況だった。しかし、隣接する沿岸部からの被災者は、粉ミルクや紙おむつなど、生活物資が全くなく、切迫した状況で市役所窓口へ相談に来所していた。また、市内の乳児を持つ家庭でも、品不足が長期化することへの不安は大きいものがあった。

国や宮城県などへ乳児用の粉ミルクの要請をしたもの、すぐには確保できず、総合支所の窓口では、粉ミルクを小袋に分け配布することで不安に対応していた。そのような状況の中で、災害対策本部から地元スーパーの社長に直談判して買い付けを依頼した。また、災害時相互応援協定を結んでいる、静岡県湖西市、富山県入善町、和歌山県紀ノ川市、神奈川県厚木市等へ救援物資として要請を行なった。

粉ミルクが救援物資として届いた発災7日目の3月17日に、乳児がいる世帯を個別訪問して1歳未満児625人全てに1缶ずつ配布することができた。さらに13日目の3月23日にも2回目の配布を行うことができた。粉ミルクは、市内の乳児への配布と同時に、沿岸部被災地へも2,168缶の緊急配送を行なった。

市内の乳児への配布に当たっては、総合支所の保健師が同行し、乳幼児の健康状態の確認も同時に行なった。粉ミルクの不足や、ライフラインが止まり、安全な水の確保が十分できない状況での配布活動でしたが、中には「母乳で十分に足りているので、ほかのお母さんに配布してあげてください」という方もおり、災害時の母子の健康保持には、普段からの母乳栄養の大切さを推進していく必要があることをあらためて実感させられた。

その後も救援物資が届き、発災13日目までは総合支所窓口で、市内外の方を問わず申し出のあった方に対して176缶の粉ミルクを提供することができた。

救援物資として届けていただいた粉ミルクや紙おむつは、その後も集団二次避難所や市内保育所に配布を行なった。



3月16日 富山県入善町から粉ミルクをはじめとした物資が到着

【第2節】被災地域への支援

救援物資の輸送

沿岸被災地域に向けて支援物資を輸送

東日本大震災の発生で、甚大な被害を受けた南三陸町を支援するため、市内の各種団体と市が協力し、「南三陸物資輸送ボランティア」事業を立ち上げ、南三陸町の災害対策本部(総合体育館(ペイサイドアリーナ))に保管されている支援物資を、町内の主たる避難所へ輸送した。



ペイサイドアリーナでの支援物資積み下ろしの様子 2011.5.27



〈活動期間:平成23年3月24日(木)から5月31日(火)までの全69日間〉

○平成23年3月24日から4月24日までの32日間

- ・活動時間:午前7時～午後2時頃(午前8時ペイサイドアリーナで積込)
- ・輸送先:戸倉地区「志津川自然の家」、入谷地区「JA南三陸 入谷倉庫」
- ・活動体制:1日4人(1班2人(団体1人、市職員1人)による2班体制)

○4月25日から5月31日までの37日間

- ・活動時間:午前8時～午後3時頃(午前9時ペイサイドアリーナで積込)
- ・輸送先:入谷地区「JA南三陸 入谷倉庫」「志津川中学校」等
- ・活動体制:1日2人(2人(団体1人、市職員1人)による1班体制)

活動実績

○避難所への物資輸送

物資…食料品、米、水、衣類、布団、日用品、救急セットなど

○ペイサイドアリーナに届く各種支援物資の荷下ろし、仕分け、積込、輸送

〈活動実績報告会の開催〉

南三陸町への物資輸送ボランティアの活動実績報告会を平成23年6月9日(木)に迫序舎の会議室で開催した。

報告会には、物資輸送を行った市内の各種団体の代表者11人が出席し、「活動を通して新しいネットワークができた」「輸送以外の支援も行っていきたい」など、活動を通しての感想等について多くの意見が交わされた。また、「主たる避難所から、末端までの物資輸送が不十分な地域もある。今後は、末端まで届く体制づくりが必要では」といった課題も提示された。

〈輸送に使用した車両〉

- 3月24日～4月12日 給食センタートラック 2台
- 4月13日～4月24日 貨物タイプワゴン車 2台
- 4月25日～5月31日 貨物タイプワゴン車 1台

〈協力団体:全19団体〉

とめ青年会議所、佐沼ライオンズクラブ、佐沼ロータリークラブ、登米市倫理法人会、(社)登米市観光物産協会、登米市国際交流協会、登米中央商工会、宮城県経営者協会登米支部、宮城県建設業協会登米支部、(社)登米法人会、ボーイスカウト道第1団、文化・スポーツはさま、登米市中小企業家同友会、まちナビ、登米市社会福祉協議会、登米市寿司組合、登米市喫茶飲食組合、登米みなみ商工会、みやぎ北上商工会

〈保険〉

団体の方は、社会福祉協議会で扱うボランティア保険に加入した。



活動実績報告会 2011.6.9



避難所の提供と避難者の受け入れ

登米市では、津波で甚大な被害が発生した沿岸地域の住民を市内に避難所を設置して受け入れた。登米市から沿岸地域である南三陸町への道路は、津山町横山から南三陸町戸倉地区につながる国道45号線、東和町米谷から南三陸町志津川地区につながる国道398号線、登米町羽沢から南三陸町入谷地区につながる県道志津川登米線の3つのルートがあった。南三陸町は津波による浸水とがれきで町内が寸断されているなかを、避難者は徒歩で登米市へ避難してきた。避難した方々は、津山公民館、横山小学校、柳津小学校、米谷小学校、登米中学校に一次避難した。

二次避難所の設置と集団避難

南三陸町では、避難生活を送る9,400人余りの町民に対して、3月26日に「仮設住宅が完成するまでの間、より良い環境で生活して欲しい」と町民に対して町外へ集団で避難することを求める説明会を開いた。それに先立ち登米市では、南三陸町に対して3月20日に仮設住宅の敷地提供を、大崎市は3月23日に鳴子温泉宿を使った二次避難所の申し出を行っている。その他、県内外の市町村からも避難所設置の申し出が相次いだ。避難所設置の申し出のあった市町村は、宮城県は大崎市、栗原市、登米市、加美町及び色麻町の3市2町。県外では、北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、長野県の1道6県で、県内5,844人、県外9,086人の受け入れが短期間に整えられた。

集団避難(二次避難所)は、説明から集団避難までの時間が10日も無い中で決断を求めるものであったが、4月3日の第一次集団避難から三度に亘り行われ、一部を除く概ね8月末の帰郷までに、最大時56箇所(県内3市1町、県外2県2市)の二次避難所で2,246人の避難生活が続いた。町長の求めに応じた町民は、平成23年4月3日から4日間行われた第一次集団避難を皮切りに、第三次の最終日5月10日までの9日間に亘って集団避難が行われ、県内外の温泉旅館や集会施設、ビジネスホテルなどに避難場所を移し避難生活が始まった。この集団避難先は、緊急の一時的な学校の体育館などの一次避難所とは異なり、温泉旅館や集会施設を利用していた。二次避難所での生活期間は、仮設住宅が出来るまで概ね4ヶ月から半年間を予定していた。

登米市では、閉校した学校施設などを開放し、市内6地区11カ所の二次避難所及び福祉避難所に職員と生活支援員を配置して南三陸町からの住民を受入れた。受入れ準備は、施設近隣の住民の方々に協力いただき、清掃や生活用品を準備した。避難所では、日常生活の支援の他、栄養士による献立作成、食材発注、衛生管理など、食事に関する一切の運営・管理を行なった。また、看護師や保健師を派遣して心の健康を含めた健康相談や一人ひとりの体調に応じた個別相談を行なった。



南三陸町民を出迎えたバス



旧鰐淵小学校に到着した南三陸町中瀬町行政区の皆さん

仮設住宅整備の敷地提供

南三陸町最初の仮設住宅は、登米市横山地区で建設が進められ、早期入居(4月29日)の実現の一翼を担った。登米市内(南方地区及び横山地区)には、南三陸町の全戸数の2割を超える467戸が整備され、更には近隣に医療施設が整っていることから、医療ニーズの高い被災者のための福祉仮設住宅一棟(9戸)も南方地区に整備された。

4月上旬に開設した集団避難施設も、民間アパートや仮設住宅への入居が徐々に進みだし、転居が落ち着いた平成23年8月下旬に閉鎖となる。

避難所としての活用は終了したが、旧鰐淵小学校と旧善王寺小学校は引き続き重要な支援施設として使用され続けることとなる。旧鰐淵小学校には「RQ市民災害救援センター」の活動拠点が設置され、延べ4万人を超えるボランティアが訪れて、沿岸地域でのボランティア活動を行った。また、旧善王寺小学校は、平成23年5月10日に南三陸町立戸倉小学校(77人)と戸倉中学校(56人)の仮校舎として始業式を行い、翌年3月には新たな卒業生が卒業ていった。

避難されてきた住民と、登米市民が夏祭りや運動会などで交流し、生活する地域を越えて助け合う「共助」活動は、広域かつ長期に亘る大規模災害に対応していくための好事例となる。もともと隣接町域であり、互いに行き来し合っている住民同士だったが、今まで以上に絆が強まつた。

登米市が設置した二次避難所

施設名	施設名
迫ふるさと交流館	及甚と源氏ボタル交流センター
登米公民館	豊里多目的研修センター
登米武道館	旧善王寺小学校体育館
旧鰐淵小学校	平筒沼youyou館
旧嵯峨立小学校	津山若者総合体育館
東和国際交流センター	柳風園(福祉避難所)



食事の準備を行う地元の方々(旧嵯峨立小学校)



迫ふるさと交流館に到着したバス

医療施設の支援

公立志津川病院開院

津波で、南三陸町は甚大な被害を受け、公立志津川病院は再建に向け栗原市から譲渡されたプレハブにて仮設診療所を開設していた。平成23年4月19日、南三陸町民の医療を支えるべく南三陸町長(公立志津川病院管理者)から「旧よねやま病院病棟借受に関する要望書」が提出され、旧よねやま病院の病棟部分(1階2階3階部分)の使用賃貸契約を締結した。

よねやま診療所には透析患者が通院しており、経過観察入院が必要な場合や、よねやま診療所の患者で入院が必要となった場合等の公立志津川病院における受け入れも可能とされた。登米市立よねやま診療所と公立志津川病院が連携することで医療施設としての効用を高めることができた。

賃貸契約期間は平成23年6月1日から平成28年3月31日までの5年間とされ、入院機能は10対1看護で、医師3人、看護師30人、薬剤師1人、理学療法士1人、管理栄養士1人、事務1人が配置計画され、登米市内仮設住宅からの通院者も利用している現状にある。

(開院までの経過)

- 旧よねやま病院病棟借受に関する要望書(南三陸町)平成23年4月19日
- 公の施設の区域外設置についての協議(登米市・南三陸町)平成23年5月2日
- 行政財産(よねやま診療所病棟)の使用賃借契約の締結(登米市・南三陸町)平成23年5月6日
- 行政財産使用許可申請(南三陸町) 平成23年5月31日
- 行政財産目的外使用許可(登米市) 平成23年5月31日
- 公立志津川病院開院式 (南三陸町)平成23年6月1日



公立志津川病院開院式 2011.6.1



市職員の派遣

隣接自治体が手を取り合って

津波により甚大な被害を受けた沿岸部被災者の避難先を確保するため、地震発生の翌日から、沿岸部に近い津山公民館、横山小学校、柳津小学校、米谷小学校、登米中学校を避難所として開放した。避難所開設初日から、600人以上が避難した。

避難所内でのさまざまな生活支援をはじめ、避難者の入退所や救援物資の受け払いなど多岐にわたる業務に対応するため、それぞれの避難所に本市職員を派遣し、避難所の管理・運営に当たった。

日を追うごとに避難者が増加したことから、さらに市内の社会教育施設等を開放し、新たな避難所を開設。4月に入ってからは、沿岸部の避難者を受け入れるための避難所が10カ所となった。避難所は、3月から8月中旬まで開設した。発災から4月末日までは、交代制により24時間体制で職員を派遣、5月から8月中旬の避難所閉鎖までは日中の時間帯において派遣を行った。この間の派遣職員数は、延べ1,461人に上り、本市における復旧・復興業務への従事はもとより、沿岸被災地の避難者支援にも力を注いだ。

また、南三陸町では39人の町職員が震災の犠牲となり、震災による膨大な行政需要が発生する中にあって、十分な人的措置が困難な状況となっていた。このため、弔慰金に関する業務や災害救助法に関する業務への支援として、地方自治法に基づき、平成23年6月から南三陸町に本市職員を2人派遣しており、現在も派遣を継続している状況である。さらに、津波被害による防災集団移転事業や土地区画整理事業等を進めていくにあたり、用地取得に係る相続調査や戸籍関係事務に関しても膨大な事務量が発生していたことから、平成24年8月から平成25年3月までの間ににおいて、新たに2人の職員を派遣し、それら関連する事務事業の迅速化にも支援を行った。



兵庫県西宮市、宝塚市、川西市、猪名川町と南三陸町、栗原市、女川町と応援協定を締結

南三陸町へ派遣されて

総務部人事課 主幹(南三陸町保健福祉課 被災者支援係 上席主幹) 佐藤 英雄さん

南三陸町へ派遣され2年8ヶ月が経とうとしています。南三陸町は、私の住む東和町とさほど離れていませんが、町全体が津波の破壊的な打撃を受け、多くの尊い命が奪われるなど、想像に絶する被害に見舞われ、行政機能もほとんどが壊滅状態となりました。今でも通勤途中、被災現場を見ていると当時の色々なことが頭をよぎり、涙が溢れます。

私は現在、保健福祉課被災者支援係で本年3月11日(火)に開催される東日本大震災3周年南三陸町追悼式を担当しています。今はその準備で、遺族の方々に失礼のない式典の挙行を目指しているところです。

派遣での仕事で思い出すのは、やはり平成23年6月に保健福祉課社会福祉係的被害担当の辞令をいただき、被災遺族への災害弔慰金支給に関する受付相談業務に携わった当時のことです。

受付会場は、町内のほか大崎市や栗原市、そして登米市にも設けられていました。会場内では、震災で離ればなれになっていた方々が口々に、「あー、助かったんだねえ」、「おめも生きでだのが」、「良がったな」、「家族は?」、「どうなったべえ、わがんねえ」と抱き合って泣いている光景が毎日各所で見られ、多くの派遣職員の涙を誘いました。

ある父親は、お祖母さんが津波に引きずられているところを、助けようと手をにぎったけど、「俺はいいがら、おめえだずこれからなんだから」と手を放されたんだと語りました。家族でただ一人生き残ったお祖父さんは、泣きながら「俺が変わってやりだがった」、「津波のバガヤロ、こんなの書きだぐね」と、目の前でずっとうずくまっていた姿は今も忘れません。

あるとき、派遣職員の一人が、2,3日職場からいなくなっていました。事情を聞くと「父が交通事故で亡くなつたのを思い出し、涙が出てきてとても受付に立てない」とのことでした。そこで、その方には事務所前の派遣職員が植えた花壇への水遣りや、事務所内の書類の整理などをもらうようにお願いいたしました。隣で建物被害の担当をしていたある派遣職員は、住居が全壊した被災者への対応で、台帳上では全壊ではなかったことから、「お宅は流されてないでしょ。」と答えたたら、そのまま被災した自宅まで連れて行かれ、「これでも全壊じゃないのか!と捨てゼリフを吐かれて置き去りにされました。

被災当初は毎日がこんな状態で、被災者にとっては土日も関係ないと判断し、一緒に仕事をしていた東京都・兵庫県の派遣職員12名の方々と、応援期間終了の9月末まで、交代制・休日無しで対応しました。

私たちの事務棟には、エアコンも無く、夏場の室内は40度を超えたこともあります。東京都の女子職員の方が熱中症で倒れたこともあり、窓ガラスを全て外して相談業務をし、職員同士の事務説明や引継ぎは、比較的涼しい戸外でやったことも記憶に残る出来事です。

私は、その相談業務に加え、町民の3割以上が居住している応急仮設住宅への入退居相談も担当しており、被災後の生活の悩みなど、その生の声に直接触れてきました。

あの3月11日から間もなく3年が過ぎようとしている今でも、町は復興にはほど遠い状況です。派遣という立場は気苦労も多いところもありますが、大きなやりがいも感じながら仕事しています。しかし、対象者が膨大であることや、解決の難しい複雑な問題を抱えている相談者等がまだまだたくさんいることも事実です。被災された方々は、永住するための場所も決まっておらず、長期化する仮設住宅暮らしの中、様々な生活上経済上の問題が日々発生しております。狭隘な仮設での暮らしあは、精神的にも大きな負担を強いており、時間の経過とともに被災者の

心を蝕んでいるのです。特に高齢者の方々は、先の見えない将来への焦りと不安の毎日が続き、生きる気力さえ失いかけている方が少なくありません。

こんな厳しい状態のさなかにある南三陸町は、私にとって、次第に大きな意味を持つ場所になっており、微力ではありますが少しでも皆さんのお役に立てるよう、被災者に寄り添った活動をこれからも続けていきたいと考えています。いつの日か、あの日悲しみに暮れていた被災者の皆さんが心の底から笑顔になるその日を夢見て。



南三陸町へ派遣されて

総務部人事課 主幹(南三陸町保健福祉課 こども家庭係 上席主幹) 芳賀 勝弘さん

震災の3カ月後、平成23年6月から南三陸町へ派遣となりました。初めの頃、通勤途中で目に入ってくるものは、たくさんのガレキや津波で壊された建物と車。そして、道路は舗装が津波で流されたり、ガードレールや路肩がなくなったりで、「この道路通っても大丈夫かな」というような場所が何カ所もあり、さらに、地震で地盤が沈下しているため、満潮時には冠水して通行止めになることもあります。また、信号機も津波で流されているため、交差点では毎日のように警察官が交通整理をしていました。

こうした中で保健福祉課に配属され、1年目は社会福祉係で主に災害救助費(避難所、仮設住宅、炊き出し、被災住宅の応急修理、学用品の支給、遺体の検索・処理などの経費)の精算事務を担当しました。

当時の役場は、テニスコートの人工芝の上にプレハブを並べた事務室でした。プレハブが中でつながっているため、隣の部屋に行くにも一度外に出なければなりません。雨の日は隣の部屋に行くにも傘が必要になります。事務室の中は、プレハブ1つに15人くらいの職員で、長机1枚を2人で使い、机と机の間も狭くて通路の確保も難しく、とても窮屈な空間でした。また、電気も水道も復旧していないので電源は発電機、飲料水はペットボトル等の災害用のものを使いました。トイレは工事現場で使う仮設トイレ、手洗い用の水はポリ容器に貯めておいたものを使いました。週に1回、トイレ掃除と手洗い用の水を汲む当番がありました。

役場のすぐ隣には7月下旬まで自衛隊のヘリポートがあり、ヘリが発着する際には、砂埃が入らないように暑くても事務室の窓を締めなければなりませんでした。事務室にエアコンが付いたのはちょうど自衛隊が帰る頃でした。

一方、冬の事務室は、発電機が夜8時で止まるため、朝の気温が低いとコピー機やプリンターは結露し、ストーブを点けて1時間以上温めないと使えないことが何回もありました。また、トイレでは水が凍って手を洗えませんでした。

事務処理の方は、災害救助費の支払いがあるのでほとんど毎日のように伝票を入力しなくてはならないのですが、役場全体で使える端末は出納室にある2台のみ、そのため、伝票入力は常に順番待ちの状態となっていました。しかし、仕事の環境は気にかけず、文句も言わずにとにかく目の前にある事をやらなければならないという意識で周囲も自分も動いていたように思います。

保健福祉課内では、自宅が残っている職員は少なく、ほとんどの職員が避難所や仮設住宅から通っていました。町が甚大な被害を受けて気持ちが落ち込んでいるのかなという先入観があったので、仕事に対してみんなが前向きに取り組んでいる様子は意外でした。逆境の中で頑張っている姿を見せられると、逆に自分が南三陸町の職員から頑張れと応援されているような気持ちになりました。

自分は被災した現場での仕事や被災者に直接かかわる事がほとんどなかったので、今になって思えば、夏は暑く、冬は寒く、狭くて不便な事務所でみんなが頑張ったというのが1年目の印象です。

2年目は、引き続き災害救助費の事務をしながら、課内異動で高齢者福祉係になりました。同時に役場もプレハブから現在の庁舎に移り、事務所らしい環境に大きく改善されました。1年目は用がなければ他の課のプレハブに行くこともなかったので、誰が職員なのか顔も名前もわからない状況でしたが、新しい役場では他の課の職員の顔も見えるようになりました。

高齢者福祉係では、敬老会の開催や米寿のお祝いを届けに対象者を訪問するなど、1年目に比較すると平常時の業務が増えて住民と顔を合わせる機会も多くなりました。

米寿の方を訪問すると、住んでいる所が仮設住宅などで自宅に戻れない人も多く、被災者はまだ通常の状態に戻っていないと改めて実感しました。

なお、この年の敬老会は、前年が震災の影響で開催していないため、2年ぶりとなりました。地区ごとに分けて3日間開催し、延べ600人以上の参加があり、参加者からは「震災後みんなに初めて会えた」「来て良かった」という声が多く聞かれ、帰りはみんな笑顔で送迎バスに乗り込んだのが印象的でした。

3年目は6月になってから課内で異動があり、こども家庭係になりました。こども家庭係は、児童福祉、子育て支援などが主な業務ですが、それに加えて震災で被災した保育所3カ所の移転整備が計画されており、用地造成が終わりしだい、それぞれ建築工事に取りかかる予定となっています。また、これらの保育所の規模を決めるために利用見込みの調査などを行いました。

最後に、あれから3年になり、ガレキも見えなくなり町の景色も変わってきました。所々で盛土工事をしているのが目立つようになってきましたが、復興にはまだ時間がかかりそうです。早く町民が落ち着いた生活ができるようになることを願っています。



ボランティア団体の活動

登米市社会福祉協議会

震災発生後、本会サービス利用者の安否確認及び管理施設の被害状況を確認する。翌日から災害ボランティアセンター(以下、災害VC)開設に向けて登米市と協議し3月13日に開設を決定した。介護保険事業所(特養、グループホーム除く)は一時休業となるため、事業所職員は最寄りの支所で災害VC業務に携わることとした。

ボランティア協力として市内NPO団体をはじめ、県外NPO団体などが市内外で支援活動を行なった。避難所支援から仮設住宅支援まで長い期間支援活動を行う団体もあった。後方支援活動とし、被災生活が苦にならないように住民ニーズに応え、避難所へ傾聴やマッサージなどのサービスを提供した。現在も仮設住宅でお茶のみサロンを開設し、外出の機会をつくり、笑顔になれる時間を提供している。しかし、避難所、仮設住宅支援、被災地関係団体との関係性を構築するに当たり、「地域外」という見えない壁を乗り越えながらの支援は困難を極めた。

災害ボランティアセンター活動状況(期間:H23年3月12日～9月30日)

※支所サブセンターは3/27閉所

市内活動状況

登録ボランティア延べ人数	2,948人
支援要請延件数	109件
支援実施延べ件数	231件
ボランティア派遣者延べ人数	917人
職員派遣延べ人数	47人
活動延べ日数	131日



市外活動状況

ボランティアバス運行(気仙沼市・南三陸町)

運行延日数	22日
ボランティア延人数	321人
運転ボランティア延人数	11人
職員派遣延人数	15人

ボランティア団体協働活動

ボランティア延人数	775人
活動延日数	143日
職員派遣延人数	31人

予想していなかったことが次から次へと起きて、その場での臨機応変な対応が求められた。職員も被災者となっていたことから、日頃からの危機管理を徹底し、有事に備え関係機関との連携を密にして、災害VCの運営はもとより社会福祉協議会としての基盤をしっかりと構築していくことが大切なことだと再認識した。

